

芳齋地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		芳齋地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市玉川町の一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 2.3 ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、金沢駅から約1kmの中心市街地で、都心軸に近接するなど利便性の高い立地条件を持ち、都心居住創出地区に位置づけられている。</p> <p>本まちづくり計画は、落ち着いたある居住環境を形成するとともに、商業・業務施設との調和を図り、職住近接型のまちづくりの実現を目標とする。</p>	
まちづくりの方針		上記の目標に向けて、快適で潤いある居住環境の保全と創出を目指し、周辺の街並みと調和したまちづくりを推進する。	
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	A地区
		面積	B地区
			約 0.9 ha
			約 1.4 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築(用途を変更する場合を含む。)してはならない。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号から第5号まで(低照度飲食店、区画席飲食店、まあじゃん屋等及びゲームセンター等)に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、屋外ゴルフ練習場、屋外バッティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。)</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの(既存のもの建替を除く。)</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p>	
建築物の高さの最高限度	25m	20m	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物等の外観の色彩は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。</p> <p>2 屋外広告物等は、自己用とし、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び塔屋階には、設置しない。</p> <p>(2) 突出広告物は、次に該当するものであることとする。</p> <p>ア 下端は、地盤面から2.5m以上であること。</p> <p>イ 上端は、地盤面から20m以下で、かつ、軒高以下であること。</p> <p>ウ 壁面から突出する部分は、1m以内であること。</p> <p>(3) 点滅灯、回転灯及びネオンサインは、使用しない。</p> <p>(4) 可変表示装置は、設置しない。</p>		
垣又はさくの構造の制限	<p>1 道路に面して垣又はさを設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣、植栽、板塀、土塀又は透過性フェンスとする。</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石積等によるもので高さ0.6m以下のもの。</p> <p>2 駐車場や空地には、出入り口以外の箇所に植栽を設けるよう努める。</p>		
その他の事項	<p>1 店先や建物周りに植栽を設けたり、窓辺やベランダなどに花や緑を飾るなどして、近隣の公園や用水へと続く、緑のネットワークを形成する。</p> <p>2 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。</p> <p>3 空き地及び空き家等の所有者、管理者及び使用者は、町会と協議し、管理を徹底するなど出火の防止、防犯など地域安全、環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に規定する物品(俗称「アダルトビデオ、アダルト雑誌」等)の自動販売機を設置してはならない。</p>		

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成19年5月14日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成21年12月25日及び平成29年3月30日に一部変更しています。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」及び「金沢市用水保全条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。